

働き方・職場環境改革に係るモニタリング調査等委託業務 質問・回答一覧

No.	質問項目	質問内容※	回答
1	再委託先への委託業務内容	モニタリング調査及び360度評価に使用するシステム提供及びそれに付随する業務は、貴県の契約条件に基づき、事前の承認のもと、再委託とすることは可能か。	事前に県の承認を得た場合に限り、業務の一部を限定して再委託することは可能です。業務の全部又は主要な部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等)を再委託することはできません。再委託の可否は、再委託する業務内容や必要性、再委託先の適格性等を総合的に審査の上、判断しますので、契約締結後に県に申請下さい。
2	再委託先の競争入札参加資格要否	再委託先事業者に競争入札参加資格は不要という認識で問題ないか。	再委託の可否に当たり、再委託先における競争入札参加資格の有無は問いませんが、再委託する業務内容や必要性、再委託先の適格性等を総合的に審査の上、判断します。
3	仕様書 6業務内容 (1)モニタリング調査の実施等 ①準備、イ、[調査結果]	「過年度調査結果は別途県が提供する」とあるが、提案段階で過年度の調査項目や結果を共有いただけないか。	過年度の調査結果等については、契約締結後に必要に応じて県より提供します。
4	仕様書 6業務内容 (1)モニタリング調査の実施等 ①準備、イ、[柔軟性・継続性]	「本業務で使用した設問を用いて、県(県が指定する者を含む)が調査を継続実施できるものであること」とあるが、調査の継続対象は、県が任意に追加した設問に限定できないか。	仕様書6(1)①イ[把握内容]に記載のとおり、モニタリング調査は、働き方・職場環境改革に係る取組の進捗、職員の意識変化、組織風土等を客観的かつ的確に経年把握できるものであることを要件としているため、本要件を満たすことができない設問設計は認められません。
5	仕様書 6業務内容 (1)モニタリング調査の実施等 ②実施、オ	「調査システムによる回答が困難な職員については、代替手段(書面・メール回答等)により調査を行うこと。」とあるが、書面、メール等での回答を想定している人数を伺いたい。	令和7年度は約200名が調査システム以外により回答を行いました。

No.	質問項目	質問内容※	回答
6	仕様書 6業務内容 (2)360度評価の実施 ①準備、ア	対象人数について ・360度評価の被評価者はどの役職の方を対象としているか ・360度評価の評価者はどのような原則で設定しているか (例 被評価者が課長の場合、評価者は同じ課に所属する職員全員など)	・360度評価の被評価者は、課長補佐級以上の職員としています。 ・360度評価の評価者は、人事評価において被評価者となる部下職員を基本としています。
7	仕様書 6業務内容 (2)360度評価の実施 ①準備、イ	評価の設問項目について、現状の360度評価の項目内容が問題なく実装できるかを確認したく、評価票を共有いただくことは可能か。	3つの大項目ごとに4問～7問を設定し、計17程度の設問を想定しています。設問の詳細については、契約締結後に県より提供します。
8	仕様書 6業務内容 (3)モニタリング調査及び360度評価結果を管理職の人事評価に活用可能な形に集約	現在利用されている統合レポートのサンプルを開示いただくことは可能か。	企画提案として提示いただきたい事項であるため、現行の統合レポートのサンプルは開示はできません。
9	仕様書 6業務内容 (3)モニタリング調査及び360度評価結果を管理職の人事評価に活用可能な形に集約	人事評価の現在のプロセスや評価基準、利用しているツール等の詳細をご教示いただくことは可能か。	本県の人事評価制度について、以下の資料を提供させていただきます。 ①人事評価実施要綱、人事評価マニュアル ②人事評価の評価シート
10	仕様書 11留意事項、(4)	「本業務で得られた成果物の著作権は、県に帰属し、受託者は理由の如何を問わず複写又は第三者への提供は行わないこと。」とあるが、著作権の譲渡は承諾が難しく、代替案を検討できないか。	モニタリング調査の実施趣旨等に鑑み、仕様書の当該記載内容の変更はできません。

No.	質問項目	質問内容※	回答
11	仕様書 11留意事項、(6)	「県と受託者との契約が終了又は解除された場合、県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は県の指示に従い資料の提供・技術支援・データ抽出など無償で第三者に移行する作業を支援するものとする。」とあるが、第三者への開示ができない知財等多分に含まれるため、第三者への移行可能な範囲について事前にすり合わせさせていただけないか。	モニタリング調査の実施趣旨等に鑑み、仕様書の当該記載内容の変更はできません。
12	仕様書 別紙1、第10	「乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。」とあるが、取得したデータ(個人情報に該当)を蓄積してサービス改善を行っているため、当該記載内容を変更することはできないか。	個人情報の適切な取扱い等の観点から、仕様書の当該記載内容の変更はできません。
13	仕様書 別紙1、第12	「甲乙間の個人情報の受渡し」とあるが、原則、弊社のクラウドに個人情報を入力いただく形となる。USB等の可搬性記憶媒体に入れることはないが、その場合も様式5の書面は必要か。	左記の場合も書面が必要です。
14	仕様書 別紙1、第13	「ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。」について ・クラウドサービスの場合、クラウド上に保存されたデータを指している理解でよろしいか。 ・サービス解約後半年以上経過後のお客様を対象に、年始に一律で削除する運用としているため、即時削除ではなくこのサイクルでの対応でご理解賜れないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド上に保存されたデータのみならず、個人情報に該当する全ての情報をい消去等いただく必要があります。 ・個人情報の適切な取扱い等の観点から、認められません。
15	仕様書 別紙1、第13、2	「甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。」とあるが、情報管理の都合上、個別での立会はお受けできかねるため、本記載を削除できないか。	個人情報の適切な取扱い等の観点から、仕様書の当該記載内容の変更はできません。

No.	質問項目	質問内容※	回答
16	仕様書 別紙1、第13、4	「個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。」について、SaaSという性質上、サービス解約後半年以上経過後のお客様を対象に、年始に一律で削除する運用としている。廃棄証明書についても、個別のお客様毎への提出は業務履行に差し障り得ることから対応できかねるため、本記載を削除できないか。	個人情報の適切な取扱い等の観点から、仕様書の当該記載内容の変更はできません。
17	仕様書 別紙1、第14	「甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。」とあるが、ビジネスモデルの都合上、個別での立ち入り調査をお受けすることが難しく、原則は、セキュリティの実施状況等に関する書面報告にて代替させていただけないか。	個人情報の適切な取扱い等の観点から、必ずしも書面報告による代替が認められるわけではありません。
18	仕様書 別紙4、第9	「契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること」について <ul style="list-style-type: none"> ・弊社では、取得したアンケート結果は、弊社の安全管理措置上、アクセス回数を最小化することを目的に、サービス解約後半年以上経過後のお客様を対象に、年始に一律で削除する運用としている。そのため、即時削除ではなく、このサイクルでの対応にてご理解賜れないか。 ・お客様のデータから個人を特定されない形で統計処理されたものを母集団として、お客様に提供している都合上、一部統計データについては契約満了後も保持させていただく旨についてもご理解賜りたい。また消去証明書の提出についても個別対応はお受けできかねるので、本記載を削除できないか。 	個人情報の適切な取扱い等の観点から、仕様書の当該記載内容の変更はできません。

※ 質問者が特定できないよう、記載内容を一部編集しています。